A stylized graphic of an atomic symbol, consisting of a central circle and two elliptical orbits with smaller circles representing electrons. The graphic is rendered in a light green color and is centered on the page. The background is a solid light green color with a white border.

電源立地地域の振興



1 電源立地地域対策交付金等

(1) 電源三法の概要

電源立地地域の振興については、国が発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るために1974年に制度化した、いわゆる電源三法により、発電所と共生した地域振興が図られるよう社会基盤の整備や産業支援策等の各種施策が講じられています。

島根県では、電源三法による交付金により、原子力発電所周辺地域の安全対策、公共用施設の整備、企業の誘致・産業の近代化・福祉対策を図るための諸施策を行っています。

電源三法とは、「電源開発促進税法」、「特別会計に関する法律」、「発電用施設周辺地域整備法」の三つの法律を総称したものです。

この電源三法の基本的な考え方は、①電力会社から電源開発促進税を徴収し、②これを財源とする特別会計を設け、③この特別会計から発電所が設置される市町村及び周辺市町村に対し住民の福祉の向上や災害からの住民の安全確保、産業の振興等を図るため交付金を交付しようとするものです。

①電源開発促進税法

発電施設の設置の促進、運転の円滑化、発電施設の利用促進、電気供給の円滑化のため、一般送配電事業者（電力会社）から販売電力量1,000kWhあたり375円を徴収することを規定しています。

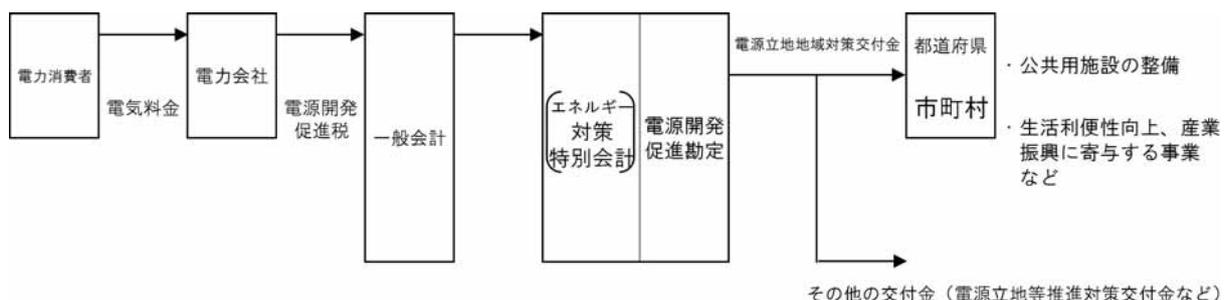
②特別会計に関する法律

エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定を設置することを規定しています。

目的税である電源開発促進税による収入は、発電所周辺地域の整備や安全対策などのための交付金や補助金などとして交付されます。

③発電用施設周辺地域整備法

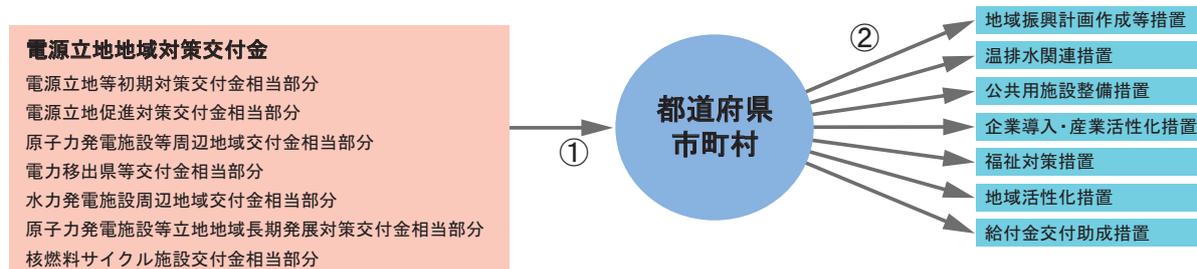
発電用施設の周辺地域において、公共用施設の整備や住民生活の利便性の向上及び産業振興に寄与する事業を促進するため、県が作成した公共用施設整備計画や利便性向上等事業計画などに基づき交付金が交付されます。



(2) 電源立地地域対策交付金

発電用施設の設置に関わる地元の理解促進等を図ることを目的として、発電施設の立地地域・周辺地域で行われる公共用施設整備や、住民福祉の向上、災害からの住民の安全確保に資する事業に対して交付されます。(平成15年にそれまで分かれていた交付金が統合され電源立地地域対策交付金が創設されました。)

[交付金のフロー]



① 交付限度額は各交付金相当部分毎に算定されます。

② 地方公共団体は、①の合計額の範囲内で、交付対象措置の中から事業を実施できます。

[原子力発電施設関連の交付金交付対象市町]

所在市町		隣接市町	
合併前	合併後	合併前	合併後
鹿島町	松江市	松江市・島根町	なし

① 電源立地等初期対策交付金相当部分

原子力発電施設等の立地を契機とした地域おこし等を支援するため、発電用施設の建設調査開始から運転開始まで、都道府県及び所在市町村に交付されます。島根県では県及び松江市において福祉対策事業等を実施しています。

② 電源立地促進対策交付金相当部分

発電用施設の設置工事が開始される年度から、運転開始して5年後までの間に交付されず。発電用施設の建設に当たり、施設の所在する市町村及び周辺市町村を対象に都道府県知事が作成し、国の承認を受けた整備計画等に基づき、この交付金を充てることができます。

本県では、島根原子力発電所3号機に関して策定された公共用施設整備計画に基づき、総額144億1419万円の交付金事業を実施しました。(交付期間：平成16年度～24年度)



〔島根原子力発電所3号機関連で策定された「公共用施設整備計画」の主な事業〕

島根県	道路改良（5件）、歩道整備（4件）、河川改修
松江市	道路新設（3件）、道路改良（7件）、新情報システム、体育館、環境衛生施設、中学校校舎、給食センター、集会所（2件）、歴史探訪ルート、歴史資料館、幼保一元化施設、保育所、消防小型動力ポンプ積載車及びポンプ（11件）、消防機庫（5件）、防火水槽（4件）、河川改修（2件）、重油タンカー、カントリーエレベーター、農道舗装、レクリエーション広場

③原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分

発電施設等の着工年から運転終了まで、発電用施設の周辺地域の一般家庭・企業等に対して原子力給付金の交付、または企業導入・産業活性化事業、地域活性化事業等が実施できます。

ア、給付金交付補助事業

毎年10月1日に電力会社等と電力需給契約をしている家庭や企業等に対して、電力会社等を通じて給付金が交付されています。島根県においては、松江市鹿島町地区を対象に実施されています。

イ、その他事業

松江市鹿島町を除く松江市分については、地域活性化事業等が実施されています。

④電力移出県等交付金相当部分

発電施設等の着工翌年から運転終了まで、各都道府県単位で発電電力量が消費電力量を1.5倍以上、上回った場合に交付されます。島根県においては、県及び松江市において福祉対策事業等が実施されています。

⑤原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分

原子力発電施設等の所在市町村の長期発展を図るため、原子力発電施設等の運転開始から終了までの間、出力に応じ、所在市町村に継続的に交付されます。島根県においては、松江市において地域活性化事業等が実施されています。

(3) その他の交付金

① 原子力発電施設立地地域共生交付金

運転年数が30年を超える原子力発電施設を有する原子力発電所が所在している道県に交付されます。島根県では、島根原子力発電所1号機について、平成22～26年度に次の事業を実施しました。

県事業：避難所施設の改修事業、避難・輸送経路の改良事業

松江市事業：防災行政無線の整備事業

〔平成22～26年度 原子力発電施設立地地域共生交付金事業〕



防災行政無線整備事業（無線機器、屋外スピーカー）

② 原子力発電施設等立地地域特別交付金

原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化のために交付金を交付することが特に必要な都道府県に対して、都道府県が作成する地域振興計画に基づき交付されます。島根県では、平成12～15年度に次世代技術研究開発センター整備事業を実施しました。

③ 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業

原子力発電施設等の周辺地域における企業立地支援を通じての雇用促進と産業振興を目的として、雇用増加を生む企業に対して一定期間にわたって、電気料金の実質的割引措置になる補助金が交付されます。

④ 広報・調査等交付金

原子力発電所周辺の住民に対し、原子力発電に関する知識の普及事業や生活に及ぼす影響に関する調査事業に充てるため、県と松江市に交付されます。島根県では、広報誌の発行、見学会の実施等の費用に充てています。



⑤ 放射線監視等交付金

原子力発電所周辺地域における放射線監視施設の設置・運用、測定機器の整備や放射線監視事業のため、県に交付されます。

⑥ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金

原子力発電施設等の緊急時における防災体制の確立・強化に必要な設備や資機材の整備、原子力防災訓練の実施経費、原子力防災関係者の研修、オフサイトセンターの維持管理費等のため、県に交付されます。

〔平成28年度 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金事業〕



防災活動資機材等整備事業（車両用ゲート型モニタ）

〔平成28年度 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金事業〕



防災活動資機材等整備事業（GM管式サーベイメータ）

2 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法

(1) 原発特措法の概要

国は、原子力発電施設等の周辺の地域の振興を図ることなどを目的として、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」（以下、「原発特措法」という。）を平成13年に制定し、地域の防災に配慮しつつ、生活環境、産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に必要な支援措置を講じています。

この法律は、平成23年3月末までが期限でしたが、平成33年3月末まで、10年間延長されています。

① 地域の指定と振興計画の策定

島根地域は、平成13年7月に原子力発電施設等立地地域の指定を受け、「島根県原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画」を策定し、平成14年3月に国より決定されました。

② 支援措置の概要

振興計画に基づく事業のうち、住民生活の安全の確保に資することから緊急に整備することが必要な事業については、国の負担又は補助の割合の特例を定めています。さらに、特定事業の経費に充当した地方債の元利償還に要する経費は、地方交付税の額の基準財政需要額に算入することとなっています。

また、立地地域内で行われる事業のうち、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業において設備を新設・増設した事業者に対して、その事業に対する事業税、不動産取得税、固定資産税について地方公共団体が不均一課税（軽減税率）を課した場合に、その減収額のうちの何割かを地方交付税で補てんすることができます。



3 核燃料税

(1) 核燃料税の概要

核燃料税は、原子力発電所の立地に伴い安全対策や環境保全等の施策が必要となることから、島根県が独自に課税している法定外普通税で、昭和55年に創設され、これまでに5年ごと7回更新されています。

現行制度では、発電用原子炉の設置者（電力会社）に、発電用原子炉に挿入された核燃料の価格（取得原価）の8.5%の価額割と、発電用原子炉の熱出力に対し一課税期間（3ヶ月）につき千キロワットあたり40,600円（廃止措置計画認可後の発電用原子炉については63,000円）の出力割との合算額を課税しています。

なお、現在、核燃料税は島根県を含め12道県で課税されています。

〔島根県の核燃料税の推移及び課税期間別核燃料税の税収実績〕

期 別	期 間	税 率	税 収
第1期	S55～59	5%	886百万円
第2期	S60～H元	7%	2,865百万円
第3期	H2～H6	7%	3,509百万円
第4期	H7～H11	7%	3,302百万円
第5期	H12～H16	7%	2,422百万円
第6期	H17～H21	10% 〔H17 12%〕 〔H18 12%〕	2,923百万円
第7期	H22～H26	13%	722百万円
第8期	H27～H31	(価額割) 8.5% (出力割) 40,600円 〔3ヶ月千kWあたりの税率〕 H27, H28 41,100円 〔廃止措置認可後の原子炉は〕 63,000円	2,545百万円 (H30年度までの実績)

(2) 核燃料税の用途

核燃料税は、原子力発電所の安全対策にかかる経費や、道路整備、河川・農道・漁港の整備改修などに使われているほか、平成27年度からは、一部を島根県原子力防災安全等対策交付金として、原子力発電所の防災安全対策等の財政需要に対し、原子力発電所が立地する松江市及びその周辺市の出雲市、安来市、雲南市へ交付しています。

〔核燃料税の用途（例）〕



県道（松江鹿島美保関線）の整備



松江第5大橋の建設

〔島根県原子力防災安全等対策交付金〕

交付対象事業：原子力発電所の立地により必要となる事業であって、原子力防災安全、地域の振興及び住民福祉の向上に資する事業

交付額：核燃料税収入額を次の割合で交付

松江市	出雲市	安来市	雲南市
12%	4%	2%	2%

